

## 収入金額に関する計算書（第6号様式別表8） 記載の手引

（令和4年改正）

この計算書は、損害保険業を行う法人、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

### 1 損害保険会社又は外国損害保険会社等の収入金額に関する計算

- (1) 「課税標準の計算」(①から⑥までの各欄)の「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料⑩」の欄の金額をそれぞれ対応する保険の種類ごとに記載してください。
- (2) 「収入保険料及び再保険返戻金の合計額⑧」の欄には、収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料から控除して計算してください。
- (3) 「代理・代行業務等による収入金額」の欄には、手数料等の収入の総額を記載してください。

### 2 少額短期保険業者の収入金額に関する計算

- (1) 「課税標準の計算」(⑰及び⑱の各欄)の「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料⑳」の欄の金額をそれぞれ対応する保険の種類ごとに記載してください。
- (2) 「収入保険料及び再保険返戻金の合計額㉑」の欄には、収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料から控除して計算してください。
- (3) 「代理・代行業務等による収入金額」の欄には、手数料等の収入の総額を記載してください。

### 3 株式会社日本貿易保険の収入金額に関する計算

- (1) 「課税標準の計算」(㉓の欄)の「収入金額」の欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料㉔」の欄の金額を記載してください。
- (2) 「収入保険料及び再保険返戻金の合計額㉕」の欄には、収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料から控除して計算してください。